

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示（案）について

令和 8 年 6 月 1 0 日
千葉県農林水産部水産局水産課
千葉海区漁業調整委員会事務局

令和 7 年度に木更津市地先の漁業権漁場において、遊漁者等によるがざみ類の採捕を規制する海区漁業調整委員会指示を発出しました。

令和 7 年 9 月～11 月に実施した漁場監視では、規制前に比べてがざみ類を採捕する者は減少したものの、指示に違反して採捕する者が認められ、漁業権管理に支障が生じていることやがざみ類の資源保護上も懸念があることから、引き続き指示を発出することとしています。

なお、規制の対象外である「のこぎりがざみ」を採捕する者も認められたため、規制対象に「のこぎりがざみ」を追加することとしています。

1 令和 7 年度の状況

(1) 漁場監視の結果（地元漁協、木更津市及び海上保安部と合同で実施）

	漁場監視を実施した日数（日）	漁場監視で指導した人数（人）	国 籍
9 月	1	15	中国 :18 人 ベトナム :15 人
10 月	2	22	カンボジア : 2 人
11 月	2	0	フィリピン : 1 人 アメリカ : 1 人
合 計	5	37	合計 :37 人

(2) 指示の効果（1 日当たりのがざみ類の採捕者数（人/日））

	令和 7 年度	令和 6 年度 (指示発出前)
9 月	15	15
10 月	11	24
11 月	0	7
平均	7.4	15.0

- 指示の発出により、規制前に比べがざみ類を採捕する者は減少したが、指示に違反してがざみ類を採捕する者が確認された。
- 採捕を開始する前に指導を行ったため、大部分の者は 0～1kg 程度の採捕量であったが、1 人で 10 kg 以上採捕する者も確認された。
- 規制の対象となっていない「のこぎりがざみ」を採捕している者が確認された。



採捕されたがざみ類

のこぎりがざみ

2 スケジュール

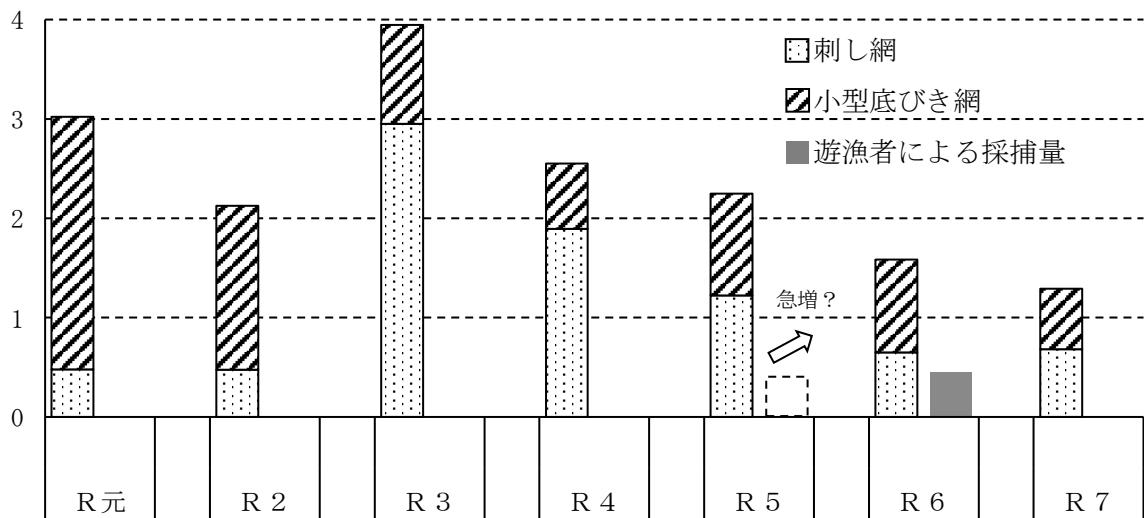
- 令和8年5月 海区漁業調整委員会で審議
- 6月 パブリックコメント
- 7月 海面利用調整部会に諮問
- 7～8月 委員会指示発出
- 9月～11月 委員会指示による規制

【参 考】

1 経 緯

- 令和5年以降、主に秋期の夜間の干潮時に木更津市地先の干潟に入り、たも網等ではがみ類を採捕する遊漁者が急増した。
- 遊漁者が入っている干潟は地元漁協が管理している漁業権漁場であり、漁業権管理に支障が生じていることやがみ類の資源保護上も懸念があることから、地元漁協から県に対し、遊漁者の採捕を規制してほしい旨の要望があった。
- 地元漁協及び木更津市と連携して実施した遊漁者の採捕実態の調査結果では、多くの遊漁者が確認され、今後もこうした状況が継続して、漁業調整上も問題となるおそれがあることから、海区漁業調整委員会指示による規制を令和7年度から開始した。

2 がみ類の漁獲量・遊漁者による採捕量



地元漁協（金田・新木更津市）所属漁業者による
漁獲量及び遊漁者による採捕量（トン）